平成２７年（フ）第３０号
静岡県富士市元町14番17号富士パレス302号
債務者　山本　　毅
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５６号
愛知県犬山市上野新町519番地
債務者　小池　　充
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８号
香川県小豆郡土庄町甲5106番地39
債務者　余島　慶子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７号
青森県八戸市大字売市字観音下24番地１　第２コーポ松舘15号
債務者　小橋　信子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
仙台市青葉区滝道36番１号　フォレストハイツ滝道Ｉ－102
債務者　寺嶋美津子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５９号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目27番４号　県営桜ヶ丘住宅421
債務者　山本光子こと　趙　　光子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
宮城県名取市箱塚２丁目７番２－１号　市営住宅小豆島団地
債務者　高澤　康子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
福島県二本松市本町１丁目183番地　メゾン本町201号
債務者　**菅**原みき子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
茨城県日立市大沼町３丁目28番13号
債務者　小林　英史
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第４号
長野県上田市蒼久保1316番地２　グランドハイツ青山Ｄ－２号
債務者　滝澤　　隆
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５号
長野県上田市蒼久保1316番地２　グランドハイツ青山Ｄ－２号
債務者　滝澤　美絵（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第６号
長野県上田市下之条57番地９　シャトレーゼ上田201号
債務者　滝澤　泰子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１７９７号
愛知県小牧市大字間々原新田590番地１　サープラスＩジュネス210号
債務者　井手　辰徳
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市東本町３丁目６番地の５、申立時の住所兵庫県西宮市津門宝津町６番４号
債務者　東海こと河内こと　中野奈都実
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５４号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目３番４－303号、前住所兵庫県西宮市南甲子園１丁目13番14号
債務者　高田　君代
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬677番地５　コーポゆりはまＡ－202
債務者　下田　真一
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１０号
鳥取県倉吉市清谷町１丁目47番地エスポワール・ドゥ・ラ・フォーレＦ116、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉447番地20・鳥取県倉吉市上余戸486－１市営上余戸住宅231号・鳥取県倉吉市秋喜西町12－２レオパレスソレーユ106号・鹿児島県熊毛郡屋久町安房304－31
債務者　三浦　洋平（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部